

年齢計算に関する法律（抜粋）

①年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

②民法第百四十三条〔暦による計算〕ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

※要するに年齢計算は、民法第143条の規定を準用する

民法 第一編 総則 第六章 期間の計算

（暦による期間の計算）

第143条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

これらから、法律上の年齢計算はつぎのとおり

(1) 生まれた日から計算する、つまり誕生日を起算日とする。

(2) 満期日、つまり1年齢の期間が満了する日は、起算日にあたる日の前日とする。

（例1）

2009年4月1日生まれの子が1歳になるのは、4月1日の前日にあたる2010年3月31日

（例2）

3月1日が誕生日の場合、年齢が1歳増えるのは、平年は2月28日、うるう年は2月29日

このように、法律では誕生日の前日に年齢が加算される。